

労働者等からの外部通報に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口の設置)

第2条 外部の労働者等からの公益通報（法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報をいう。以下同じ。）を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「外部通報窓口」という。）を総務部総務課に設置する。

2 受け付けた公益通報が匿名によるものであっても、可能な限り、実名による公益通報と同様に取り扱うよう努めることとする。

(公益通報から除く通報)

第3条 次のいずれかに掲げる通報は、公益通報から除くものとする。

(1) 通報者への連絡先が不明な通報

(2) 内容が著しく不分明な通報

(3) 通報の対象となっている事業者の労働者等（当該事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者と契約関係にある事業者の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員をいう。）以外の者（当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者を除く。）からの通報

(4) 通報の対象となる事業者を特定し得ない通報

(公益通報の受付)

第4条 総務課長は、公益通報があったときは、通報者の連絡先及び通報の内容等を把握し、公益通報受付票（様式第1号）に記録して受け付けるものとする。

2 総務課長は、面会による公益通報の受付に当たって必要があると認めるときは、担当課長等（出先機関の事務に係る公益通報にあつては、本庁事務主管課等の長）の同席を求め、当該担当課長等は、これに応じるものとする。

3 総務課長は、通報の内容を記録するに当たっては、主観を排除してするよう努めるものとする。

4 総務課長は、当該通報について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、「通報をなされた方へ（お知らせ）」（様式第2号）により、遅滞なく教示するものとする。ただし、口頭による通報については、この限りでない。

5 前項により教示した通報を除き、公益通報を受け付けた総務課長は、担当課等を特定し、公益通報受付票の写しを添えて、当該担当課等の長（以下「担当課長等」という。）に回付するものとする。

(調査実施決定等の通知)

第5条 担当課長等は、前条第5項の規定により総務課長から公益通報を回付されたときは、法第2条第3項に定める通報対象事実又は事業者等の法令等違反行為（以下「通報対象事実等」という。）の有無等に係る調査（以下「調査」という。）を行うこととし、「通報をなされた方へ（調査実施のお知らせ）」（様式第3号）により、通報者に対し、通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、担当課長等は、公益通報が次の各号のいずれかに該当するときは、調査を行わないことができる。この場合、担当課長等は、第4号に該当する場合を除き、通報者に対し、その旨を「通報をなされた方へ（調査非実施のお知らせ）」（様式第4号）により、通知するものとする。

- (1) 当該公益通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によりなされたこと又は虚偽であることが明らかになったとき
- (2) 当該公益通報について、通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由が通報者から示されないとき
- (3) 当該公益通報と同一事案に係る公益通報がなされ、既に調査が終了しているとき
- (4) 当該公益通報について、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったとき
(調査の実施等)

第6条 担当課長等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

2 担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するよう努めるとともに、調査を終了したときは、その結果を「通報をなされた方へ（調査結果のお知らせ）」（様式第5号）により、通知者に対し遅滞なく通知するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施及び通知)

第7条 担当課長等は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令等に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

2 前項の規定により措置をとった担当課長等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、「通報をなされた方へ（措置のお知らせ）」（様式第6号）により、その内容を遅滞なく通知するものとする。

(通知書等の写しの提出)

第8条 担当課長等は、通報者に対し「通報をなされた方へ（お知らせ）」、「通報をなされた方へ（調査実施のお知らせ）」、「通報をなされた方へ（調査非実施のお知らせ）」、「通報をなされた方へ（調査結果のお知らせ）」及び「通報をなされた方へ（措置のお知らせ）」により通知した場合は、総務課長に報告するものとする。

(秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第9条 公益通報の処理に従事する職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 この要領による通報者への通知は、通報者が希望したときその他秘密保持の観点から適当と認めるときは、書面以外の方法により行うことができる。

(通報関連資料の管理)

第10条 公益通報の処理に従事する職員は、公益通報の処理に係る記録及び関連資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切に管理するものとする。

(関係機関との協力)

第11条 担当課長等は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(実施状況の公表等)

第12条 総務課長は、この要領による公益通報の受付及び処理について、毎年6月30日までに、その前年度の状況を公表するものとする。

2 総務課長は、公益通報の受付及び処理に関し、必要に応じて、担当課長等及び関係機関との調整を行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

受付番号

公益通報受付票

通 報 日 時	年 月 日 曜日 時 分	受付担当者 職・氏名	
通 報 の 方 法	電話・電子メール・ファクシミリ・郵送・面会		
通 報 者 氏 名 等	氏 名 勤 務 先 性 別 年 齢 住 所 電話番号 メールアドレス		不明 不明 不明 不明 不明 不明 不明
通 報 者 の 区 分	社員（部署： 役職： ）・ パート・アルバイト・派遣労働者 取引先（取引関係： 社名： 部署： ）・ 他（ ）		
通 報 内 容 （通報内容は通報者からの申出内容のみを記載すること。受付担当者の主観は排除すること。）	①通報対象者	事業者の名称： 部署名：	
	②不正の内容	(いつ) (どこで) (どのような)	
	③不正事実は	(生じている ・ 生じようとしている ・ その他 ())	
	④対象となる法令等違反等		
	⑤証拠書類等	(有 (書面・録音カセットテープ・ビデオカセットテープ・フロッピーディスク・CD-R・その他 ()))・無) 原本 ・ 写し	
	⑥市以外への通報・相談の有無	(有 (上司・その他 ()))・無)	
	⑦特記事項		
留 意 事 項 （通報者の希望する連絡時間帯や通報者の希望事項等を記入する。）			
通 報 者 へ の 連 絡 方 法 連 絡 先	電話 (自宅・職場・携帯・他 ()) ・ メール (自宅・職場・他 ()) FAX (自宅・他 ()) ・ 郵送 (自宅・職場・他 ()) ・ 他 ()		

様式第2号（第4条第4項、第8条関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等

通報をなされた方へ
(お知らせ)

年 月 日にあなたから寄せられた通報につきましては、法令等に基づく処分又は勧告等の権限が五所川原市長になく、下記の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有しますので、当該行政機関に改めて通報を行ってください。

記

当該通報について、処分又は勧告等の権限を有する行政機関の名称、担当部署名、所在地及び連絡先等を記載する。

また、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した通報事案に係る資料の写しを添付する。

様式第3号（第5条第1項、第8条関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等

通報をなされた方へ
（調査実施のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき、今後、当課において必要な調査を実施することとしました。

あなたが通報したことは秘密として保護されますので、今後実施する調査に御協力くださるようお願いいたします。

様式第4号（第5条第2項、第8条関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等

通報をなされた方へ
(調査非実施のお知らせ)

年 月 日にあなたから寄せられた通報については、下記の理由により、調査を行わないこととしましたので、お知らせします。

記

(調査を行わない理由を記載する。)

様式第5号（第6条第3項、第8条関係）

番 号
年 月 日

様

担当課長等

通報をなされた方へ
（調査結果のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき調査を実施
しましたが、その結果は下記のとおりですので、お知らせします。

記

（ 調査実施日時、調査実施場所、調査担当者の職及び氏名、調査方法並びに調査内容等を記
載する。 ）

番 号
年 月 日

様

担当課長等

通報をなされた方へ

（措置のお知らせ）

年 月 日にあなたから寄せられた通報に基づき調査を実施しましたが、その結果を受け、下記のとおり措置しましたので、お知らせします。

記

（措置の内容を記載する。）